

記載要領等	相続税の申告書第 1 表の付表 5（別表 2） 特定一般社団法人等に課される相続税額の計算明細書（別表 2）
-------	---

《使用目的》

この明細書は、相続税法第 66 条の 2 第 1 項に規定する特定一般社団法人等が同項の規定に基づき相続税の申告書を提出する場合において、その相続開始前に取得した財産につき同法第 66 条第 4 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定により課された贈与税又は相続税の税額があるときに、相続税額から控除する金額の計算のために使用します。なお、この明細書によらず別途作成した書類を添付しても差し支えありません。

《記載要領》

- 1 この明細書の右上の「特定一般社団法人等の名称」欄には、相続税法第 66 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける一般社団法人等の名称を記入します。
- 2 「1 相続開始前に贈与又は遺贈により取得した財産について、相続税法第 66 条第 4 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定により課された贈与税又は相続税の税額の明細」については、相続開始前に取得した財産につき相続税法第 66 条第 4 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定により課された贈与税又は相続税（注 1）の税額等について、その課税がされた申告ごとにその明細を記入します。なお、「①」欄の金額は第 1 表の付表 5 の「⑮」欄に転記します。
- 3 「2 既に相続税の税額より控除された金額の明細」については、上記 2 の「贈与税又は相続税の税額」のうち、相続税法第 66 条の 2 第 3 項の規定により相続税の税額から既に控除された金額等について、その控除がされた申告ごとにその明細を記入します。なお、「②」欄の金額は第 1 表の付表 5 の「⑯」欄に転記します。

（注）1 特定一般社団法人等が遺贈につき相続税法第 66 条第 4 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受け、かつ、その遺贈をした者の死亡につき相続税法第 66 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けた場合における相続税は、控除の対象となりませんので、記入の必要はありません。

- 2 「1 相続開始前に～贈与税又は相続税の税額の明細」及び「2 既に相続税の税額より控除された金額の明細」における「特定一般社団法人等の名称」欄及び「特定一般社団法人等の法人番号」欄については、各欄における申告書に記載した名称又は法人番号が現在のものと異なる場合にのみ記入します。